

こうち中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 協議会設置の趣旨

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より関係機関や団体を構成員とする「こうち就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「県PF」という。）を設置し、官民が協働して高知県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、県PFにおいても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拡げるための支援に取り組んでいく。これに伴い、県PFについては「こうち中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「県協議会」という。）と名称を改めることとする。

県協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていく取組を推進していくこととする。

2 協議会における取組事項

県協議会においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（1）支援対象者の把握

支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握に努め、切れ目のない支援の方法等を検討する。

- ① 不安定な就労状態にある方
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり等）

（2）K P I（重要業績評価指標）の設定及び事業実施計画の策定

- ① 高知県内の中高年世代の活躍に向けた各種支援策の業績評価指標となるK P Iについては、検討の上適切なものを設定する。
- ② K P Iを達成するため、展開する各種支援策を盛り込んだ事業実施計画を策定する。
- ③ 事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(3) 気運醸成及び各種支援策の周知

- ① 不安定な就労状態等にある中高年世代の活躍を支援できるよう県内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくよう環境の整備を図る。
- ② 中高年世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村プラットフォームとの連携

県協議会は、福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォーム（以下「市町村プラットフォーム」という。）との連絡調整を図るとともに、以下の事項に係る市町村プラットフォームとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・県レベルの経済団体への対応（受け入れ事業所の開拓、雇用にあたって必要な配慮等）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町村プラットフォームの好事例の周知等

3 構成員

- (1) 県協議会の構成員については、別表のとおりとする。
- (2) 県協議会の会長は、高知労働局職業安定部長とする。

4 各構成員の役割

(1) 行政、支援機関

① 高知労働局 職業安定部（職業安定課）

- ・県協議会とりまとめ（主担当）
- ・事業実施計画の策定のとりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各機関・団体が取り組む各種支援策の一体的な周知・広報

② 高知県

○商工労働部（雇用労働政策課）

- ・県協議会とりまとめ（副担当）
- ・事業実施計画の策定のとりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報

○子ども・福祉政策部（地域福祉政策課、人権・男女共同参画課）

- ・県協議会とりまとめ（副担当）
- ・市町村プラットフォームとの連絡調整（主担当）
- ・市町村プラットフォームの好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知・広報

○教育委員会（生涯学習課）

- ・市町村プラットフォームとの情報共有
- ・各種支援策の周知・広報

③ 市町村等（高知市、高知県市長会、高知県町村会）

- ・ 県協議会への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
 - ④ 支援機関（ハローワーク、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
高知支部、高知県社会福祉協議会、南国市社会福祉協議会）
 - ・ 専門窓口、専門チームによる就職支援
 - ・ 企業説明会・面接会の開催
 - ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、専門求人の確保
 - ・ 職業訓練の充実
 - ・ 好事例の把握と展開
 - ・ 県協議会への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
 - (2) 他の行政機関、経済団体、労働団体等
 - ・ 中高年世代を対象とした求人募集・処遇改善等の企業への働きかけ
 - ・ イベント等で中高年世代の積極採用
 - ・ 企業内の正規雇用化促進
 - ・ 県協議会への政策提案
 - ・ 各種支援策の周知、広報
- 5 県協議会の会議運営
- (1) 県協議会は、会長が招集し、これを主宰する。
 - (2) 県協議会は、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。
 - (3) 会長は、必要と認めるときは、市町村プラットフォームの構成団体、その他関係団体等に対し、ヒアリングの実施や、県協議会への参画を求めることができる。
 - (4) 会長が都合により招集できない場合又は県協議会に出席できない場合には、会長があらかじめ指名した構成員がこれを代理する。
 - (5) 会長は、必要があると認めるときは、県協議会の招集を行わず、書面その他の方法によって構成員の承認を得ることにより、県協議会の決議に代えることができる。
- 6 事務局
- 県協議会の事務局は、高知労働局職業安定部職業安定課に置く。
- 7 会議の公開
- 会議は原則公開とする。ただし、会議の内容により公開に支障があると、会議の構成員の総意により判断した場合はこの限りではない。
- 8 秘密の保持
- 県協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

本設置要領は、令和２年６月３０日から施行する。

本設置要領は、令和３年４月１日から施行する。

本設置要領は、令和４年４月１日から施行する。

本設置要領は、令和５年６月５日から施行する。

本設置要領は、令和７年６月６日から施行する。

本設置要領は、令和７年１２月１日から施行する。

別表

こうち中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員

区 分	構 成 員 (機関・団体名)
経済団体	高知県商工会議所連合会
	高知県商工会連合会
	高知県中小企業団体中央会
	高知県経営者協会
	一般社団法人 高知県工業会
業界団体	高知県社会福祉法人経営者協議会
労働団体	日本労働組合総連合会 高知県連合会
支援機関	高知公共職業安定所
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部
	社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会
市町村等	高知市商工振興部
	高知県市長会
	高知県町村会
行政機関	四国経済産業局地域経済部
	高知労働局職業安定部
	高知県商工労働部
	高知県子ども・福祉政策部
	高知県教育委員会